

児童福祉施設等の指導監査における指摘事例

〔利用者に対する適切な処遇・児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）〕

※法令等略語

認定こども園法

・・・「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

教育・保育要領

・・・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平 29.3.31 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）

（※下記，根拠・参考については，改訂後を適用）

食品の安全確保等について

・・・「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」（平 20.3.7 雇児発第 0307001 号・社援基発第 0307001 号・障企発第 0307001 号・老計発第 0307001 号）

○ 学校安全計画が作成されていない。また，施設や遊具等の安全点検の記録がない。

根拠・参考：「学校保健安全法」第 27 条

「教育・保育要領」第 3 章第 3-2

指導：在園時の事故防止のため，施設及び設備の安全点検，安全に関する指導，職員の研修等について計画を策定し実施すること。

○ 学校保健計画が作成されていない。

根拠・参考：「学校保健安全法」第 5 条

「教育・保育要領」第 3 章第 1-2-(1)

指導：心身の健康の保持及び増進を図るため，健康診断，環境衛生検査，園児に対する指導，その他保健に関する事項について全体的な計画に基づいた計画を策定し実施すること。

○ 食育計画が作成されていない。

根拠・参考：「教育・保育要領」第 3 章第 2-3

指導：乳幼児期にふさわしい食生活が展開され，適切な援助が行われるよう，全体的な計画に基づき，食事の提供を含む食育計画を作成し，その評価及び改善に努めること。

○ おやつや離乳食について、検食がされていない。

根拠・参考：「食品の安全確保等について」

指導：児童に提供する物は、必ず検食を行うとともに、その記録を作成し、保管すること。

検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられた場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。

○ 検食簿の記載内容について、実施時間や検食実施者が漏れている。

指導：検食簿について、食事提供前に検食が適切に行われたことがわかるよう、実施時間や実施者について適切に記載すること。

○ 定期健康診断が適切に実施されていない。

根拠・参考：「認定こども園法施行規則」第 27 条

「学校保健安全法施行規則」第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項

指導：入園時及び毎年度 2 回（そのうち 1 回は 6 月 30 日までにを行うものとする）行うこと。

○ 3 歳以上の教育・保育に関する記録（指導計画、日誌等）について、1 号認定の園児が長期休暇の際、作成されていない。

根拠・参考：「教育・保育要領」第 1 章第 2-2-(3)-イ

指導：長期の指導計画や具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を漏れないよう作成し、適切な指導を行うこと。

○ 3 歳未満児の個別的な計画を作成していない。

根拠・参考：「教育・保育要領」第 1 章第 3-4-(2)-ア

指導：満 3 歳未満の園児については、園児一人一人の成育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

○ 防犯のための訓練を実施していない。

根拠・参考：「教育・保育要領」第 3 章第 3-2-(3)

「認定こども園法施行規則」第 27 条

「学校保健安全法」第 29 条

指導：不測の事態に備え、施設外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など必要な対応を行うこと。また、危険箇所や避難訓練実施記録簿等を整備し、適切に記録を残す等、全職員の共通理解や体制づくりを図ること。

○ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合に、保護者連絡や処置についての記録が整備されていない。

根拠・参考：「教育・保育要領」第 3 章第 1-3-(1)

指導：在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、学校医やかかりつけ医と相談し、適切な処置を行うこと。状態の変化や処置を明確にするため、記録を整備すること。

○ アレルギー除去食の実施について、医師からの指示書や保護者の同意書の提出を受けていない。

根拠・参考：「教育・保育要領」第3章第2-6

指導：保護者や施設の判断のみで除去食が実施されることがないように、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

○ 与薬について、与薬依頼票が整備されていない。保管・管理方法が不十分である。  
(主な項目)

- ・座薬を預かる際に、医師からの診断書の提出を受けていない。
- ・園児の手の届く場所に保管しており、誤飲のおそれがある。

根拠・参考：「教育・保育要領」第3章第1-3

「教育・保育要領解説」第3章第2節3-(5)

指導：薬(座薬を含む)を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定し、医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させること。また、預かった薬は、誤って服用しないよう施錠できる場所に保管する等、管理を徹底すること。

○ 薬品の管理が不十分である。  
(主な項目)

- ・薬品の期限が切れているものがある。

根拠・参考：「教育・保育要領」第3章第1-3-(4)

「教育・保育要領解説」第3章第2節3-(4)

指導：救急用の薬品や、包帯など応急処置用品を常備し、全職員が適切な使用法を習熟しておくこと。

○ 乳幼児突然死症候群対策が不十分である。

根拠・参考：「教育・保育要領解説」第3章第1-3

「教育・保育要領解説」第3章第2節3-(9)

指導：発症に備え、寝かせ方に配慮し、安全な睡眠環境を整えること。記録簿等を整備し日付・時間・記録者等の項目を設け適切に記録し、保管すること。

○ 園外保育時の安全対策が不十分である。

(主な項目)

- ・遠足以外の園外保育に関する記録が整備されていない。
- ・緊急時の連絡体制が未整備。

根拠・参考：「教育・保育要領」第3章第3-2-(1)

「教育・保育要領解説」第3章第4節-2-(1)

指導：施設外の安全点検に努めると共に、学校安全計画の策定等を通じ、安全対策のため全職員の共通理解や体制づくりを図ること。日常的に利用する散歩経路や公園等についても、行先・児童数・引率職員名、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等含め点検し、記録を付ける等、情報を共有化し、事故防止に努めること。